

入札説明書

下記のとおり 香川ランチグループ第3農場Ⅱ期建設工事に係る条件付一般競争入札を行いますので公告します。

なお、本入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であるため、令和元年度において予算の交付がされない場合には、本入札公告は中止するものとします。

『香川ランチグループ第3農場Ⅱ期建設工事』に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和元年5月30日

2. 工事内容等

(1) 工事名

香川ランチグループ第3農場Ⅱ期建設工事

(2) 工事場所 宮崎県児湯郡川南町大字平田字大谷 4918-1 の一部他 10 筆

(3) 工期 契約成立後、着工の日から令和2年3月10日（火）まで

(4) 工事概要 ①ウインドレス鶏舎

構 造：鉄骨造 平屋建て

延べ床面積：3,599.67 m² (1,199.89 m²×3棟)

(注) ①におけるケージシステム、集卵システム等は除く。

(5) 予定価格 未公開

(6) 最低制限価格 なし

3. 一般競争入札に参加する者の必要な資格

(1) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

(4) 公告日から入札日までのいずれの日においても、行政並びにその関係機関から工事請負契約

に係る指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、川南町及び宮崎県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所いう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

4. 本工事における必要な資格等に関する事項

(1) 建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項及び第4項の監理技術者を工事現場に選任で配置することが可能なこと。(直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札執行日において3ヶ月以上の雇用関係にあること。)

(2) 建設業法第3条第1項に規定する営業所を九州内に有する者であること。

(3) 事業主体が施工能力に問題がないと判断したもの。

5. 入札説明書等の交付等

入札説明書及び入札参加申込書等を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和元年5月30日(木)から6月10日(月)午前11時まで

(2) 交付方法

当社のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：[http:// www.kagawa-ranchi.com/](http://www.kagawa-ranchi.com/)

(3) 質問の受付

所定の様式の質問書を用いて、下記に記載された質問受付期間内に電子メールで提出すること。持参、郵送及び電話等によるものは受付けない。

令和元年6月10日(月)の午前11時から午後4時まで

なお、メールの件名は「質問書：香川ランチグループ第3農場Ⅱ期建設工事(入札説明書等)」とすること。電子メールの送信先は(有)野添設計とする。(詳細送信先及び住所・電話等は下記の通り)

電子メールアドレス katsu2@nozoe-sekkei.com

〒889-1301

宮崎県児湯郡川南町川南 27320 番地

有限会社 野添設計

代表取締役会長 野添 勝久

Tel 0983-27-1018 Fax 0983-27-1828

(4) 質問の回答

質問受付期間内に受け付けた入札説明書等に係る質問に関する回答は、電子メールにて、随時個別回答します。野添設計事務所より送信します。

6. 入札参加申込み

(1) 入札参加希望者は、次に従い入札参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

持参する場合、令和元年6月14日(金)午前9時から午後4時までとする。

郵送する場合、令和元年6月13日(木)午後5時までに必着とする。

イ 提出場所

農事組合法人 香川ランチ

〒889-1302 宮崎県児湯郡川南町大字平田 3087-1

TEL0983-27-2005

ウ 提出方法

入札参加申込書の提出は、提出場所へ郵送(提出期限必着)又は持参することにより行うものとし、FAX送信によるものは受け付けない。又、郵送等により提出を行う場合は、一般書留、簡易書留又はこれらに類するいずれかの方法により送付すること。ただし、令和元年6月13日(木)午後5時までに必着とする。

エ 提出書類

① 入札参加申込書(様式1)

② 宮崎県又は鹿児島県の建設工事入札参加資格審査要綱等に規定する資格審査の結果の通知の写し

(2) その他

ア 入札参加申込書の提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書は、返却しない。

ウ 入札参加申込書及び関係様式は、当社ホームページにおいて入手することができる。

エ 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

オ 入札参加申込書を提出した者に対し受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

7. 閲覧設計図書等及び質疑応答

(1) 本工事の図面及び内訳書（以下「設計書等」という。）は、当社ホームページにて閲覧及びダウンロードとする。

ホームページURL：<http://www.kagawa-ranchi.com/>

(2) 設計書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質問書を次により提出しなければならない。

ア 質問の受付

所定の様式の質問書を用いて、下記に記載された質問受付期間内に電子メールで提出すること。持参、郵送及び電話等によるものは受け付けない。

令和元年6月24日（金）の午前9時から午後4時まで

なお、メールの件名は「質問書：香川ランチグループ第3農場建設工事（設計書等）」とすること。

電子メールの送信先は(有)野添設計とする。

電子メールアドレス katsu2@nozoe-sekkei.com

イ 質問の回答

質問受付期間内に受け付けた全質問に関する全回答を、令和元年6月27日（木）正午までに、入札参加申込者全員に電子メールにて、野添設計より送信します。

(3) 設計書等は、この工事で活用する場合を除き、目的外に使用しないこと。

8. 現場説明会

実施しない。

9. 入札方法等

(1) 入札の方法

紙入札（電子入札は、行わない。）

(2) 入札の日時及び場所

ア 日 時：7月上旬を予定（入札及び開札日については確定次第連絡します。）

イ 場 所：農事組合法人 香川ランチ

宮崎県児湯郡川南町大字平田 3087-1

〒889-1302 TEL0983-27-2005

ウ 受 付：受付時に6の(2)のオで受付印を押印した入札参加申込書の写しを提示すること。

(3) 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(4) 入札保証金は免除とする。

(5) 入札書の提出方法

上記の入札の日時及び場所へ直接持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。な

お、入札書を提出する者が代理人の場合は、委任状を添えて提出すること。

(6) 工事内訳書の提出

ア 工事内訳書を入札書と同時に提出すること。

イ 工事内訳書は、返却しない。

ウ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(7) 最低制限価格

設定しない。

(8) 入札の無効

次の号に該当する者の入札は、無効又は失格とする。

ア 入札参加資格の無い者

イ 代理人で委任状を提出しない者

ウ 入札に必要な事項を記載しない者

エ 同時に2つ以上の入札書を提出した者

オ 入札に関して不正な行為を行った者

カ 入札の時間に遅れてきた者

10. 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格以下で尚且つ最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

イ 入札の回数は3回までとし、再々度の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低の価格を入札した者から順次に1社ずつ見積書を徴収するものとする。

(2) 落札候補者の入札参加資格の確認

ア (1)により落札候補者に決定された者は、4の入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有することの確認を受けるため、11に定める申請書等を次に従い提出しなければならない。

1 提出時期

落札候補者に決定された日から2日以内(土曜日及び日曜日は除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午前12時までとする。

②提出方法

③の場所へ持参し、又は郵送等により提出を行う場合は、一般書留、簡易書留又はこれらに類するいずれかの方法により送付すること。

④提出場所

農事組合法人 香川ランチ

宮崎県児湯郡川南町大字平田 3087-1

〒889-1302 TEL0983-27-2005

イ 入札参加資格の確認の結果は、提出時期の最終日の翌日から起算して概ね、2日以内(土曜日及び日曜日は除く。)に決定し、書面により通知する。

ウ 提出時期の最終日の午後5時までに提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(3) 落札者の決定

ア 落札候補者に入札参加資格が有ると認めるとき(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が有ると認めるときは、当該落札候補者を落札者に決定し、入札参加資格確認通知書及び落札者決定通知書を、その他の入札参加者には落札者決定通知書により通知する。

イ 落札候補者に入札参加資格が無いと認めるとき(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が無いと認めるときは、その旨を落札候補者に入札参加資格確認通知書により通知するとともに、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定し、落札候補者決定通知書により通知する。

当該新たな落札候補者に入札参加資格が有ると認め落札者に決定したときは、入札参加資格確認通知書及び落札決定通知書をその他の入札参加者には落札者決定通知書により通知する。

1 1. 落札候補者の入札参加資格の確認

(1) 提出する申請書等

ア 入札参加資格確認申請書(様式2)

イ アの入札参加資格を確認する資料

- ① 建設業許可証の写し又は更新手続中の証明
- ② 現在有効な宮崎県または鹿児島県の建設工事入札参加資格者等格付け等結果の写し
- ③ 宮崎県、鹿児島県または大臣の発行した直近の総合評定値通知書の写し
- ④ 建設業許可申請書の別紙二又は別表の写し

(2) 入札参加資格の確認及び落札者の決定の通知

10の(2)により、落札候補者の入札参加資格を確認した時は、10の(3)により当該落札候補者に10の(3)のイに基づき通知する。

(3) その他

ア 提出する申請書等は、「提出書類の編冊について」に従って整理し提出すること。

イ 提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

オ 提出期限以降に申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に関する問い合わせ先は、5の(3)に同じ

1 2. 入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

10の(2)の確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、任意の書面により説明を求めることができる。

(1) 提出期限

10の(3)のイの通知を受けた日の翌日から起算して、2日以内のそれぞれの日の午前8時から午後5時とする。但し、最終日が休日の場合は、翌営業日とする。

(2) 提出場所

10の(2)の③の提出場所と同じ

(3) 提出方法

(2)の場所に持参し、又は郵送等により提出を行う場合は、一般書留、簡易書留又はこれらに類するいずれかの方法により送付すること。

(4) (1)により説明を求められたときは、説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し速やかに書面により回答をする。

この場合において、13による新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

(5) 説明請求者に入札参加資格があると認めるときは、入札参加資格が無いと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

(6) 13により新たな落札候補者となった者が、入札参加資格が無いと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

13. 10の(3)により、当該落札候補者に入札参加資格が無いと認めるときは、10(2)及び11の規定は、新たな落札候補者に係る入札参加資格及び落札決定の手續きに準用する。

14. 支払条件

工事請負契約書に基づき支払う。

15. 契約手続等

(1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内（但し、最終日が休日の場合は、翌営業日）に、契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

(2) (1)の期間内に契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。

16. 実施上の留意事項

(1) 入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、所定の様式を用いること

(2) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。